

市会議第30号

京都市会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

京都市会委員会条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年3月25日提出

提出者 市会運営委員会委員長 寺田 一博

京都市会委員会条例の一部を改正する条例

京都市会委員会条例の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「行財政局、総合企画局」を「総合企画局、行財政局」に改める。

第15条の見出し中「取扱」を「取扱い」に改め、同条中「委員会」を「市会運営委員会」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

常任委員会及び特別委員会（別に定めるものを除く。）は、傍聴することができる。

第15条に次の1項を加える。

3 前2項に規定するもののほか、委員会の傍聴に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この条例中第2条の改正規定は令和7年4月1日から、第15条の改正規定は同年6月1日から施行する。

提案理由

京都市事務分掌条例の一部改正に伴い、常任委員会の所管の記載順を改めるとともに、委員会の直接傍聴を実施するため、規定を整備する必要があるので提案する。